

2 工業用水道事業

(1) 経営目標

① 計画的な施設改良の推進

将来予想される大規模地震に備えるため耐震性の低い施設の耐震化対策を重点的に実施するとともに、耐用年数を経過した電気・計装・機械設備の更新などを計画的に実施します。

② 技術管理業務の包括的な民間委託

更なる民間活力を導入し、官民が一体となって事業の持続可能性を高めることで、将来にわたる「安全・安定」供給を実現するため、平成24年度から浄水場等における技術管理業務の包括的な民間委託の業務範囲を拡大していきます。

③ ユーザーとの協働

ユーザーの理解と協力のもと経営を進めるため、経営状況や施設改良計画などの情報提供を進めます。

④ 未利用水等への対応

- ・ 事業の経営基盤をより強固にし、未売水を減少させるため、県や市町の企業誘致部局との情報交換を密にして、新規誘致企業に対する営業活動を展開し、新規需要開拓を行います。
- ・ 貴重な資源として確保されている未利用水の利用促進に取り組みます。

⑤ 効率的な事業執行

県が策定した「公共事業コスト構造改善に関する第4次行動計画(平成22年度～平成26年度)」に基づきコストと品質の両立に取り組みます。

(2) 経営目標達成のための取組

① 計画的な施設改良の推進

【課題】

<耐震化対策>

- ・ 北伊勢工業用水道事業について、主要な施設や大口径の水管橋の耐震化を進めています。近年、東海地震など大規模地震の発生が懸念されるなか、工法の見直しなどにより、水管橋の耐震化は遅れています。また、平成20年度に行った再調査の結果、山村ダムの耐震化対策が必要となりました。

<老朽劣化対策>

- ・ 北伊勢工業用水道事業は、四日市工業用水道事業として昭和31年に一部給水を開始して以来、需要の増加に応え4回の拡張を実施してきましたが、施設は既に30年から50年が経過し、老朽劣化による漏水などが増加傾向にあります。

このため、昭和56年から主要幹線の主にコンクリート管の更生や浄水場等の電気・計装・機械設備などを更新してきましたが、引き続き、未更生部分の管路の更生や設備の更新を行っていく必要があります。

【取組】

＜耐震化対策＞

- ・ 浄水場・取水所などの主要施設については、被災した場合、人命や社会的に重大な被害を及ぼすと思われる施設の耐震化工事を実施します。
- ・ 水管橋については、被災後の応急復旧に長期間を要する内径1000mm以上の水管橋の耐震化工事を優先的に実施します。

＜老朽劣化対策＞

- ・ 電気・計装・機械設備などについては、個々の設備の耐用年数、劣化状況及び交換部品の製造中止などを総合的に判断して更新します。
- ・ 管路については、コンクリート管や鋳鉄管の更生工事を実施します。

ア 施設区分事業費（調整中）

（単位：百万円）

施設区分		年度	H19 ～H22 ^{※2}	H23	H24	H25	H26	H23 ～H26
専用施設	主要施設 ^{※1} の耐震化		1,192	491	484	332	645	1,952
	水管橋の耐震化		2,199	954	1,238	360	20	2,572
	配水運用の強化		1,188	412	441	570	409	1,832
	PC管、鋳鉄管の管更生		1,060	18	418	667	319	1,422
	老朽化施設の更新		1,715	1,190	1,294	1,358	2,057	5,899
	その他		346	0	0	0	0	0
小計			7,700	3,065	3,875	3,287	3,450	13,677
水源施設	木曽川総合用水耐震化		0	700	700	700	650	2,750
	君ヶ野ダム設備改良		48	0	0	0	0	0
小計			48	700	700	700	650	2,750
合計			7,748	3,765	4,575	3,987	4,100	16,427

※1 主要施設：沈澱池、ポンプ所等

※2 4年間(平成19年度～平成22年度)の事業費について、平成21年度までは決算ベースの実績を、平成22年度は現時点(12月補正予算ベース)の見込みを合わせ計上しています。

イ 事業別事業費（調整中）

（単位：百万円）

事業別		年度	H19 ～H22 ^{※2}	H23	H24	H25	H26	H23 ～H26
専用施設	北伊勢		6,890	2,687	3,362	2,820	2,846	11,715
	多度		248	40	273	189	207	709
	中伊勢		381	267	69	1	55	392
	松阪		181	71	171	277	342	861
小計			7,700	3,065	3,875	3,287	3,450	13,677
水源施設	木曽川総合用水耐震化		0	700	700	700	650	2,750
	君ヶ野ダム設備改良		48	0	0	0	0	0
小計			48	700	700	700	650	2,750
合計			7,748	3,765	4,575	3,987	4,100	16,427

② 技術管理業務の包括的な民間委託の推進

【課題】

- ・ 限られた経営資源のもとで、将来にわたって良質な工業用水を安定して供給するためには、積極的に民間活力の導入をはかり、官民が適正な役割分担のもと一体となって取り組むことにより、事業の持続可能性を高める必要があります。
- ・ 平成21年度から導入された工業用水道の浄水場等への技術管理業務の包括的な民間委託の運営状況の検証などを踏まえて、平成24年度からの委託範囲の拡大を目標に諸課題の解決に向けて取り組む必要があります。

【取組】

ア 4年間の取組内容

- ・ 浄水場などにおいて、技術管理業務の包括的な民間委託を推進し、北勢水道事務所管内の工業用水道における委託業務範囲の拡大をはかっています。

イ 具体的な推進計画

- ・ 平成24年度の包括的な民間委託の契約更新に向けて、現在の委託における諸課題の整理を進め、課題などの解決に向けた取り組みを行います。
- ・ 平成24年度以降も、委託の実施状況などを随時検証しながら、より効果的な民間委託となるよう取り組んでいきます。

ウ 技術継承の検討

- ・ 包括的な委託の拡大に伴い、職員の将来的な技術力の低下を招かないよう職員の技術継承を行うため、OJTの取組などを含めた研修制度やISO 9001マニュアルなどの再整備などに取り組めます。
- ・ 包括的な技術管理業務を進めるうえで重要な委託業務の監督員養成を行っていきます。

③ ユーザーとの協働

【課題】

- ・ 工業用水道事業の経営効率化は、料金負担者であるユーザーの競争力など経営面に多大な影響を与えることから、経営状況など積極的に情報提供を行うとともに、ユーザーの理解を得たうえで経営の効率化を進める必要があります。

【取組】

- ・ 経営状況や今後の改良計画などの情報を提供するため、定期的な協議の場を各ユーザーと毎年1回以上設けます。
- ・ 円滑な事業運営を行うため、水源状況や濁水状況などに関する情報を迅速かつ的確に提供します。また、ユーザーを対象としたメールマガジンの発行などを行います。

④ 未利用水等への対応

【課題】

- ・ 県勢の振興をはかっていくため、未利用水・未売水の活用が必要となっています。

【取組】

ア 未利用水^{*1}対応

- ・ 未利用水源である長良川河口堰(515,000m³/日)については、県勢の振興をはかるうえで非常に重要なインフラであることから、利用促進のため、県や市町の企業誘致部局との連携により企業立地政策に対応した迅速な取組を行います。
- ・ 都市用水河川の浄化を目的とした環境用水などへの活用についても、知事部局と企業庁で構成する「水資源関係部長会議」などで、知事部局と連携し検討を行っていきます。

イ 未売水^{*2}対応

- ・ 新規企業の誘致や工場増設にあたっては、県及び市町の企業誘致部局と連携しながら、工業用水の給水の問い合わせなどに対し、迅速かつ的確に対応することで、工業用水の利用促進をはかります。
- ・ 給水能力に余力のある北伊勢、中伊勢工業用水道事業の給水区域において、配水管路付近で工業用水を使用していない企業に対し、アンケート調査を行い、需要見込のある企業に対して営業活動を行います。

⑤ 効率的な事業執行

【課題】

- ・ コスト縮減の取り組みについては、引き続き継続する必要がある一方で、行き過ぎたコスト縮減は品質の低下を招く恐れもあり、コストと品質との両面を重視する取り組みへ転換することが必要です。

【取組】

- ・ 「事業の計画段階から維持管理まで、投資に対して最も価値の高いサービスを提供する」というコストと品質を重視した総合的なコスト構造の改善を推進するため、施設の更新に合わせ長寿命化をはかることなどに取り組みます。また、取組成果については、毎年、各事業所間で情報共有し、次年度以降の取組に活かしてきます。

<参考>

※1 未利用水

県が将来の水需要に対応するため、確保している水源のうち、事業化されていないもの。

※2 未売水

県が将来の水需要に対応するため、確保している水源のうち、既に事業化しているが受水者が未確定なもの。

(3) 今後4年間の取組目標

今後4年間に取り組む目標を明確にするため、成果を表す指標を用いた数値目標を設定し、毎年度、進捗管理を行うことにより、着実に計画を推進します。

【第2次中期経営計画の「経営目標」を達成するための成果指標】(調整中)

経営目標	指標 (単位)	主な成果(目的)	H22末 (現状値)	H23	H24	H25	H26年度 (目標値)
①計画的な施設改良	浄水場等における主要施設の耐震化率(%)	浄水場等における主要施設の耐震化が計画的に実施され、工業用水が安定的に供給出来る状態であること	73.8	78.5	78.5	87.7	87.7
	水管橋の耐震化率(%)	水管橋の耐震化が計画的に実施され、工業用水が安定的に供給出来る状態であること	73.0	77.0	87.8	95.9	95.9
	管路の更生率(%)	管路の老朽劣化対策が計画的に実施され、工業用水が安定的に供給できる状態であること	—	13.5	13.5	82.3	100.0
	設備の更新率(%)	設備の老朽劣化対策が計画的に実施され、工業用水が安定的に供給できる状態であること	—	12.7	41.8	65.5	100.0
②包括的な民間委託の推進 ⑤効率的な事業執行	給水障害発生件数(件)	工業用水が安全で安定的に供給されていること	0	0	0	0	0
	給水原価(円/㎡)	コスト削減などにより事業が効率的に運営されていること	24.4	24.9 ^{*1}	25.1	24.9	24.8
	年間給水量(百万㎡)	工業用水が安定的に供給されていること	221	225	224	224	224
③ユーザーとの協働 ④未利用水等への対応	新規・増量契約件数(件/年)	新規需要に迅速、的確に対応していること	5	5 (5) ^{*2}	5 (10)	5 (15)	5 (20)

※1 平成23年度以降、木曾川総合用水の耐震化を行うため、その負担金が増加します。

※2 () 書きは累計値

〔指標の説明〕

- ・ 浄水場等における主要施設の耐震化率
企業庁が管理する主要施設(65施設)のうち、計画的に耐震化する主要施設(平成26年度までに57施設)の割合。(残りの8施設を含め平成28年度までに全て完成予定。)
- ・ 水管橋の耐震化率
企業庁が管理する水管橋(74橋)のうち、計画的に耐震化する水管橋(平成26年度までに71橋)の割合。(残りの3橋を含め平成28年度までに全て完成予定。)
- ・ 管路の更生率
4年間(平成23年度～平成26年度)で更生する管路(4,510m)のうち、計画的に更生する管路の割合。

- ・設備の更新率
4年間(平成23年度～平成26年度)で更新する設備(55設備)のうち、計画的に更新する設備の割合。
- ・給水障害発生件数
当庁の施設に起因する事故により、ユーザーが操業停止などの被害を受けた件数であり、漏水などが発生した場合においてもユーザーに実害がない場合は給水障害の対象とはしません。
- ・給水原価
工業用水を1 m³つくるために要する費用
〔経常費用－(受託工事費+材料及び不用品売却原価)〕/有収水量
- ・年間給水量
1日あたりの基本水量から1日あたりの休止水量を減じて得た水量を、1年間分積上げた水量。
- ・新規・増量契約件数
平成17年度から平成21年度までの5ヵ年の平均値が5.0件であり、今後の目標としては5件とします。

(4) 収支計画 (調整中)

(単位:百万円)

区分		平成22年度 (補正後予算)	平成23年度 (当初予算)	平成24年度	平成25年度	平成26年度
収益的 収支	営業収益	6,014	5,999	5,982	5,982	5,982
	営業外収益	61	42	33	33	33
	特別利益	49	8	-	-	-
	収入計	6,124	6,049	6,015	6,015	6,015
	営業費用	4,792	5,066	5,107	5,115	5,126
	営業外費用	619	559	531	489	451
	特別損失	35	32	48	46	46
	費用計	5,446	5,657	5,686	5,650	5,623
	純利益	678	392	329	365	392
資本的 収支	企業債	1,247	1,225	-	-	-
	補助金	178	276	385	275	130
	出資金	1,261	1,211	1,191	1,211	1,231
	その他収入	18	2	-	-	-
	収入計	2,704	2,714	1,576	1,486	1,361
	建設改良費	2,715	3,230	3,875	3,287	3,450
	償還金	3,589	3,564	2,449	2,267	2,257
	支出計	6,304	6,794	6,324	5,554	5,707
	資本的収支不足額	△3,600	△4,080	△4,748	△4,068	△4,346
資金 収支	前年度末内部留保資金	14,268	13,718	12,334	10,278	8,912
	純利益	678	392	329	365	392
	当年度分損益勘定留保資金等	2,372	2,304	2,363	2,337	2,406
	資本的収支不足額	△3,600	△4,080	△4,748	△4,068	△4,346
	単年度資金収支	△550	△1,384	△2,056	△1,366	△1,548
	当年度末内部留保資金	13,718	12,334	10,278	8,912	7,364

※収益的収支は税抜き。資本的収支は税込み。
 ※四捨五入のため合計が合わない場合があります。
 ※需要予測は参考資料P75を参照。

① 収益的収支

- ・ 収入は、現行料金と需要量予測などから毎年度約60億円～61億円を見込んでいます。
- ・ 費用は、水源施設の老朽劣化対策、耐震化対策による負担金の増に伴い、毎年度約54億円～57億円を見込んでいます。
- ・ 収益的収支は、毎年度の純利益を約3億円～7億円確保します。なお、純利益は、全額を減債積立金として利益処分し、企業債の償還金に充当する予定です。

② 資本的収支

- ・ 収入は、建設改良事業などの財源として国庫補助金が増加しますが、水資源機構割賦負担金の繰上償還の財源を除き、新規企業債の発行を行わないことから平成24年度以降減少します。
- ・ 支出は、建設改良事業において、北伊勢工業用水道事業で実施する老朽劣化対策、耐震化対策工事などにより、毎年度約27～39億円の投資が必要となります。
- ・ 資本的収支の不足額については、内部留保資金などで補填していきます。

③ 資金収支

- ・ 単年度の資金収支は、毎年度赤字となりますが、平成26年度末の内部留保資金について約74億円を確保します。

(5) 長期債務償還計画

- ・ 高金利の企業債や水資源機構割賦負担金については、繰上償還を積極的に行うことにより、後年度の支払利息の負担軽減をはかります
- ・ 収支計画においては、償還上限額を基本として計上し、計画期間内で約14億円の繰上償還を行う予定としています。

【長期債務残高】（調整中）

（単位：百万円）

区分		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
企業債	発行額	1,247	1,225	-	-	-
	償還額	1,809	1,958	2,164	1,967	1,941
	年度末残高	22,265	21,532	19,368	17,401	15,461
	うち高金利企業債	2,055	1,636	1,264	933	629
水資源機構割賦負担金	年度末残高	3,464	1,899	1,622	1,331	1,024
合計		25,729	23,431	20,990	18,732	16,485

※高金利企業債は年利5.0%以上のものを計上。

3 電気事業

(1) 経営目標

<水力発電事業>

① 水力発電事業の民間譲渡

水力発電事業の役割である再生可能な純国産のクリーンエネルギーの供給や、地域貢献の取組を官民の適正な役割分担のもと、将来にわたって持続可能なものとするため、民間事業者への譲渡を円滑に進めます。

② 安全・安定運転の取組

水力発電による電力の安定的な供給を維持するため、施設の適切な維持管理を行います。

③ 計画的な施設改良(改修)の推進

電力供給を長期継続するための計画的な設備改修や譲渡に必要な設備改修を行います。

<RDF焼却・発電事業>

① 新たな運営主体への移管

- ・ 水力発電事業の譲渡後の運営主体については、平成28年度までは、企業庁が引き続き、任意適用事業として運営することとし、企業庁で運営するための様々な課題解決に向け検討します。
- ・ RDF運営協議会で決定したRDF処理料金の段階的な引き上げなどにより、収支の改善をはかり、健全経営のもとで安定的に事業運営を行います。

② 安全・安定運転の取組

- ・ 焼却・発電施設及び貯蔵施設の各運転管理業務受託事業者と企業庁が緊密な連携のもと一体となって発電所の管理に努め、安全・安定運用を行っていきます。

(2) 経営目標達成に向けた取組

<水力発電事業>

① 事業の民間譲渡への取組

【課題】

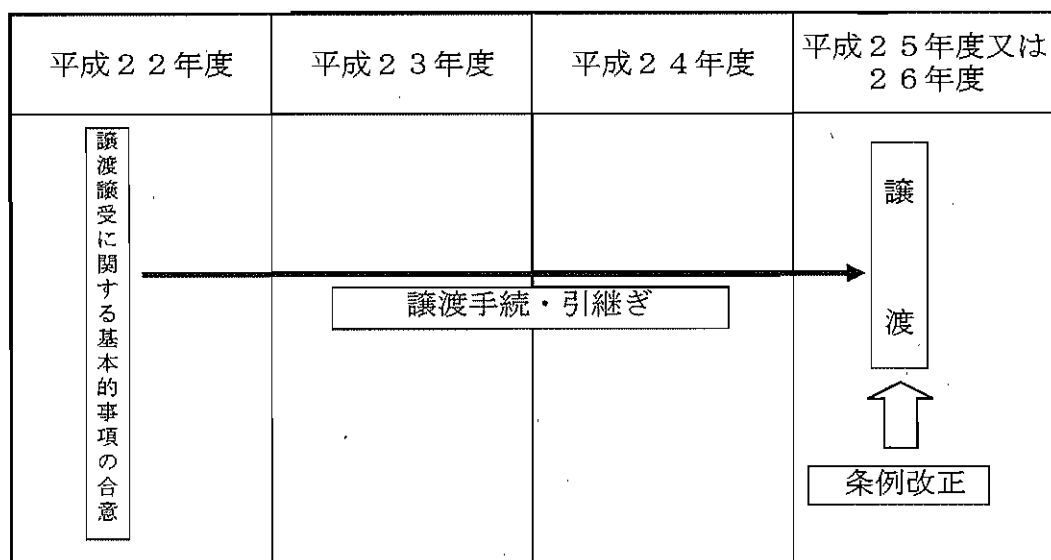
譲渡先である中部電力㈱と締結した基本的な事項の合意に基づき、譲渡時期である平成25年度又は平成26年度までに、PCB含有大型変圧器の取替などの設備改修を計画的に実施するとともに、未登記土地の解決など用地・権利の整理を行うなど、譲渡までに県が実施することとなっている課題の解決に取り組む必要があります。

また、中部電力㈱が実施する運転監視システムの整備に協力するとともに、地域貢献への対応、設備や用地などについて、確実に引き継ぎを行う必要があります。

【取組】

- ・ スムーズな業務移管が行えるよう、ダム運用・発電運用、維持管理、地域関係者との調整などの方法について、譲渡先との協議を行い、地域や発電所の特性に応じた確実な継承を行います。
- ・ 譲渡を進めるにあたっては、関係部局と連携、役割分担を行いながら推進します。
- ・ 譲渡資産については、電気事業を営む上で必要な資産を譲渡することとしますが、宮川ダムの非常用電源^{※1}として位置付けられる維持放流発電設備や関係自治体への貸付土地などについては、関係者と協議しながら、その取り扱いについて決定していきます。
- ・ 土木設備・電気設備などについては、具体的な対応方法を協議しながら、課題の解決をはかり、使用中のPCB含有大型変圧器5台についても、譲渡までに計画的に取り替えます。
- ・ 境界確認、用地境界杭設置、用地測量及び管理用図面などの作成業務を引き続き進め、未登記土地の解消などについても、譲渡までに実施していきます。

【水力発電事業 譲渡スケジュール】



※譲渡までの詳細なスケジュールについては、譲渡先や関係者などとの今後の協議・交渉によって決定していきます。

② 安全・安定運転の取組

【課題】

運営期間中、「安全・安定」な事業運営を行うため、安全なダム運用、効率的な発電運用などが必要となります。

<参考>

※1 宮川ダムの非常用電源

宮川ダムが停電した場合に、所内用の電源を確保するための非常用電源。ダム管理において重要となる放流ゲート設備などは、いかなる場合においても電源などを確保し、動かせる状態にしておく必要があります。

【取組】

- ・ 地球温暖化防止に役立つクリーンな水力発電による電力を「安全・安定」して確保するため、定期的な点検や計画的な設備改修を行うとともに、ダム操作規程などを遵守した安全なダム運用を行います。
- ・ 発電運用にあたっては、天候や出水状況に応じた効率的な運用を行うとともに、発電停止を伴う点検作業などを短期間に集中して実施します。また、これらに併せ、地域や他の利水者にも配慮した水運用を行います。

③ 計画的な施設改良(改修)の推進

【課題】

「安全・安定」な事業運営を継続するため、計画的な改修が必要です。

【取組】

- ・ 安全・安定な電力供給を継続するため、計画的な設備改修を実施します。
- ・ 経年劣化が進み故障停止の原因となる恐れがある設備の改修や、将来予想される大規模地震の被害を最小限に抑えるための対策を優先して実施します。
- ・ 事業譲渡に関連して、中部電力㈱と技術仕様などの協議を行い、必要な改修を実施します。

ア 平成26年度までの施設改良(改修)計画目的別事業費(調整中) 単位:百万円

施設区分	年度 H19 ~H22※	H23	H24	H25	H26	H23 ~H26
耐震化対策	73	16	52	52	0	120
老朽化対策	1,172	872	1,053	588	278	2,791
合計	1,245	888	1,105	640	278	2,911

※ 4年間(平成19年度~22年度)の事業費について、平成21年度までは決算ベースの実績を、平成22年度は現時点(12月補正予算ベース)の見込を、合わせ計上している。

イ 発電所別事業費(調整中)

単位:百万円

発電所	年度 H19 ~H22※	H23	H24	H25	H26	H23 ~H26
宮川第一	87	152	198	243	121	714
宮川第二	99	242	319	112	100	773
宮川第三	326	75	40	50	5	170
長	200	5	0	0	12	17
三瀬谷	326	88	187	195	28	498
青蓮寺	14	83	2	2	0	87
大和谷	46	66	164	12	3	245
蓮	32	17	165	24	3	209
青田	90	95	0	0	5	100
比奈知	15	45	0	0	0	45
共通(その他)	10	20	30	3	0	53
合計	1,245	888	1,105	641	277	2,911

< RDF焼却・発電事業 >

① 事業の新たな運営主体への移管の取組

【課題】

水力発電事業の譲渡後の運営主体については、平成28年度までは、企業庁が引き続き任意適用事業としてRDF焼却・発電事業を運営することとし、企業庁で運営するための様々な課題について検討を行う必要があります。

(様々な課題)

- ・ 一般会計から公営企業への支出について、法令上(公営企業法等)の整理
- ・ 環境森林部と企業庁がRDF焼却・発電事業を一体となって進めるための運営体制の整理
- ・ 電気事業会計の清算手法及び新会計の開始手法の整理

【取組】

ア 基本的な考え方

水力発電事業の譲渡後の運営主体については、平成28年度までは、企業庁が引き続き任意適用事業としてRDF焼却・発電事業を運営することとしています。

イ 具体的推進方法

水力発電事業譲渡後の運営主体について、関係部局と連携して協議を進め、企業庁が運営していくための課題の解決をはかります。

【スケジュール】

年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
内容	課題の整理・検討		水力発電事業譲渡後の運営体制の整備等	

② 安全・安定運転の取組

【課題】

RDF焼却・発電事業では、平成15年8月の貯蔵槽爆発事故からの運転再開後は、安全・安定に運転を継続しており、今後も、安全・安定運転を確実に行っていく必要があります。

【取組】

新たな運営主体へ移管するまでの間については、以下の項目に取り組むことにより、施設の安全・安定運転を確保します。

ア RDF製造施設との連携

市町のRDF製造施設との緊密な連携のもとに、日常的なRDFの品質管理

や搬入量の調整により施設の安全・安定運用を行います。

イ 関係部局との連携

廃棄物処理政策を所管する環境森林部等との緊密な連携のもとに、RDFの適正な貯蔵管理や品質管理に努めます。また、県全体として安全・安定運転に取り組むため、「ごみ固形燃料発電所安全運転調整会議」*¹においてRDF焼却・発電事業に関わる関係部局間の情報共有や連絡調整などを行います。

ウ 受託事業者との連携

RDF焼却・発電施設、RDF貯蔵施設それぞれの受託者との情報共有や各受託者間の連絡調整を適切に行うことにより、施設全体の安全で安定した運営に努めます。また、施設の管理運営の状況や課題などについては、学識経験者、関係市町の住民や職員などで構成する「三重ごみ固形燃料発電所安全管理会議」*²、同技術部会に報告し、そのご意見を踏まえて適切に取り組みます。

エ 地域との連携と情報共有

発電所の運転状況や点検結果、トラブルへの対応と再発防止対策など施設の運営状況について、定期的に「三重ごみ固形燃料発電所安全管理会議」や地域連絡会議において報告し、地域の住民や自治会の代表の方などからご意見をいただき、施設の運営などに反映します。また、発電所だよりやホームページなどにより適宜適切に情報提供を行うことにより、地域の方々との情報共有や地域と連携した施設の運営を進めます。

<参 考>

※1 ごみ固形燃料発電所安全運転調整会議

県関係部局が、発電所の運転状況などについて情報共有・緊密な連携を確保することにより、発電所の安全かつ安定的な運転に資することを目的としています。

※2 三重ごみ固形燃料発電所安全管理会議

発電所の安全確保及び環境保全に資するため、RDFの適正な管理、発電所の運転・維持管理などに関することについて調査、検討し、企業庁長に必要な意見を述べることを目的としています。

(3) 今後4年間の取組目標

今後4年間に取り組む目標を明確にするため、成果を表す指標を用いた数値目標を設定し、毎年度、進捗管理を行うことにより、着実に計画を推進します。

①水力発電事業

【第2次中期経営計画の「経営目標」を達成するための成果指標】(調整中)

経営目標	指標(単位)	主な成果(目的)	H22末(現状値)	H23	H24	H25	H26(目標値)
①民間譲渡	水力発電事業譲渡(年度)	目標年度までの円滑な譲渡	—	—	—	平成25年度又は平成26年度までに譲渡	
②安全・安定運転の取組	発電施設の耐震化率(%)	主要施設の耐震化が計画的に実施され、電気が安定的に供給出来る状態であること	97.8	98.9	98.9	100	100
	設備の更新率(%)	設備の老朽化対策が計画的に実施され、電気が安定的に供給出来る状態であること	—	30.4	58.9	85.7	100
③計画的な施設改良(改修)の推進	溢水電力量(kkWh)	効率的な発電運用と維持管理により、安定的に電力が供給されていること	6,000以下	6,000以下	6,000以下	6,000以下	6,000以下
	供給電力量(kkWh)	電力が安定的に供給されていること(クリーンエネルギーの確保)	296,623	296,623	296,623	296,623	296,623
	発電によるCO2削減量(kt-CO2)	地球温暖化防止への貢献度を示す	217	217	217	217	217
	供給支障件数(件)	電力が安定的に供給されていること	0	0	0	0	0

[指標の説明]

- ・ 水力発電事業譲渡
目標年度までに円滑な譲渡が完了するとともに、基本的な譲渡条件が守られることで達成される指標。
- ・ 発電施設の耐震化率
企業庁が管理する主要施設(91施設)のうち、計画的に耐震化する主要施設の割合。(平成25年度までに全て完成予定。)
- ・ 設備の更新率
4年間(平成23年度～平成26年度)で更新する設備(56設備)のうち、計画的に更新する割合。
- ・ 溢水電力量
発電機を停止しなければ発電できたであろう年間電力量。作業停止、故障停止を少なくするなど、効率的な維持管理、発電運用を行うことで達成される指標。
- ・ 供給電力量
中部電力㈱に供給する年間の電力量。降雨などの自然条件によるところが大きいため、過去30年間の供給電力量の実績を基に算出。

- ・ 発電によるCO2削減量
発電した電力を供給することにより削減できたCO2の量。
- ・ 供給支障件数
電気関係報告規則第3条第2項の表第10号に規定される供給支障事故(一般電気事業者等に供給支障を発生させた事故)の件数。

②RDF焼却・発電事業

【第2次中期経営計画の「経営目標」を達成するための成果指標】(調整中)

経営目標	指標 (単位)	主な成果(目的)	H22末 (現状値)	H23	H24	H25	H26 (目標値)
②安全・安定 運転	RDF外部処理 委託量*(t)	発電所の安定稼働	0	0	0	0	0
	RDF1tあたりの 発電量 (kWh/t)	電力が安全・安定供給 されていること(廃棄物エネ ルギーの有効活用)	-	1,294	1,294	1,294	1,294

[指標の説明]

- ・ RDF外部処理委託量
県内で製造されたRDFを発電所で焼却せず、外部処理した量。発電機の法定点検(4年ごと)の際に必ず必要となる外部処理委託量は除きます。
- ・ RDF1tあたりの発電量
RDF1t焼却あたりの発電量。(発電電力量/RDF処理量)
故障停止を少なくするなど効率的な維持管理、発電運用などを行うことで達成される指標。

(4) 収支計画 (調整中)

(単位:百万円)

区分	平成22年度 (補正後予算)	平成23年度 (当初予算)	平成24年度	平成25年度	平成26年度	
収益的 収支	営業収益	2,401	2,156	2,546	2,309	1,952
	附帯事業収益	775	804	754	774	784
	営業外収益	17	12	12	12	12
	特別利益	-	-	-	-	-
	収入計	3,193	2,972	3,312	3,095	2,748
	営業費用	2,164	1,972	2,312	2,101	1,769
	附帯事業費用	1,076	1,039	818	1,050	841
	営業外費用	187	159	130	104	79
	特別損失	59	-	-	-	-
	費用計	3,486	3,170	3,260	3,255	2,689
純利益	△293	△198	52	△160	59	
当年度末未処理欠損金	2,517	2,715	2,663	2,823	2,764	
資本的 収支	企業債	-	-	-	-	-
	補助金	-	-	-	-	-
	長期貸付金償還金	47	34	25	13	-
	その他収入	162	-	-	-	-
	収入計	209	34	25	13	-
	建設改良費	47	237	719	453	111
	償還金	553	502	507	509	440
	支出計	600	739	1,226	962	551
資本的収支不足額	△391	△705	△1,201	△949	△551	
資金 収支	前年度末内部留保資金	2,399	2,320	1,941	1,470	999
	純利益	△293	△198	52	△160	59
	当年度分損益勘定留保資金等	605	524	678	638	603
	資本的収支不足額	△391	△705	△1,201	△949	△551
	単年度資金収支	△79	△379	△471	△471	111
当年度末内部留保資金	2,320	1,941	1,470	999	1,110	

※収益的収支は税抜き。資本的収支は税込み。
※四捨五入のため合計が合わない場合があります。
※需要予測は参考資料P76を参照。

① 収益的収支

- ・ 収入は、営業収益について、水力発電の電力料で約20億円～25億円を見込んでいます。附帯事業収益については、現行料金と各製造施設のRDF製造量予測などから、電力料及びRDF処理受託料などで約8億円を見込んでいます。電気事業全体としては、営業外収益を加えて、約27億円～33億円を見込んでいます。
- ・ 費用は、委託料や修繕費の年度間の増減などにより、水力発電事業では約19億円～24億円、RDF焼却・発電事業では約8億円～11億円を見込み、電気事業全体としては、約27億円～35億円を見込んでいます。
- ・ 収益的収支は、平成24年度以降、水力発電事業で約1億円の純利益を確保するとともに、RDF焼却・発電事業で収支の改善が見込まれることから、平成24年度及び平成26年度は電気事業全体で純利益が確保できる見込みです。

(参考:水力発電事業)

(単位:百万円)

区分		平成22年度 (補正後予算)	平成23年度 (当初予算)	平成24年度	平成25年度	平成26年度
収益的 収支	営業収益	2,401	2,156	2,546	2,309	1,952
	営業外収益	17	12	12	12	12
	特別利益	-	-	-	-	-
	収入計	2,418	2,168	2,558	2,321	1,964
	営業費用	2,164	1,972	2,312	2,101	1,769
	営業外費用	187	159	130	104	79
	特別損失	59	-	-	-	-
	費用計	2,410	2,131	2,442	2,205	1,848
	純利益	8	37	116	116	116

(参考:RDF焼却・発電事業)

(単位:百万円)

区分		平成22年度 (補正後予算)	平成23年度 (当初予算)	平成24年度	平成25年度	平成26年度
収益的 収支	附帯事業収益	775	804	754	774	784
	営業外収益	-	-	-	-	-
	特別利益	-	-	-	-	-
	収入計	775	804	754	774	784
	附帯事業費用	1,076	1,039	818	1,050	841
	営業外費用	-	-	-	-	-
	特別損失	-	-	-	-	-
	費用計	1,076	1,039	818	1,050	841
	純利益	△301	△235	△64	△276	△57

② 資本的収支

- ・ 収入は、新規の企業債を発行しないことから、長期貸付金償還金のみとなる見込みです。
- ・ 支出は、企業債の償還とともに、平成26年度末までに計画どおり水力発電事業を民間譲渡した後も安定的に発電事業が継続できるよう施設改良計画に基づく工事を実施していきます。

③ 資金収支

- ・ 資金収支については、企業債を発行しないことを原則としているため、平成25年度まで単年度赤字となりますが、平成26年度末の内部留保資金について約11億円を確保します。

(5) 長期債務償還計画

- 平成26年度末までの譲渡を予定していることから、計画期間中は企業債の新規発行を行わず通常償還のみとし、平成22年度末で約36億円の企業債残高を平成26年度末までに約17億円まで減少させます。

【長期債務残高】(調整中)

(単位:百万円)

区分		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
企業債	発行額	-	-	-	-	-
	償還額	504	502	507	508	440
	年度末残高	3,614	3,112	2,605	2,097	1,657
	うち高金利企業債	1,252	973	694	417	192

※高金利企業債は年利5.0%以上のものを計上。

(参考:水力発電事業)

(単位:百万円)

区分		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
企業債	発行額	-	-	-	-	-
	償還額	497	495	501	504	436
	年度末残高	3,589	3,094	2,593	2,089	1,653
	うち高金利企業債	1,252	973	694	417	192

(参考:RDF焼却・発電事業)

(単位:百万円)

区分		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
企業債	発行額	-	-	-	-	-
	償還額	7	7	6	4	4
	年度末残高	25	18	12	8	4
	うち高金利企業債	-	-	-	-	-

第6章 環境への配慮と地域貢献活動(企業の社会的責任(CSR))の取組

「企業の社会的責任(CSR=Corporate Social Responsibility)」を果たすため、事業経営に影響を及ぼさない範囲で経済性も考慮しつつ、環境に配慮した事業活動や地域貢献活動に積極的に取り組めます。

1 環境に配慮した事業活動の取組

(1) ISO14001環境マネジメントシステムの取組

本庁については、ISO14001認証対象組織として引き続き継続的な環境負荷低減に取り組めます。また、認証対象としていない各水道事務所や発電所などは、「オフィス活動」や「グリーン購入の取組」でISO14001に準じた取組を行います。

(2) 企業庁における地球温暖化対策の取組

企業庁では「エネルギーの使用の合理化に関する法律」に基づき、省エネルギーのための管理基準や目標を定めるとともに、目標達成に向けた中長期計画を策定し、省エネルギーに取り組むことで、温室効果ガスの削減に努めていきます。

また、「三重県地球温暖化対策実行計画」に基づき、オフィス活動における様々な温室効果ガスの排出削減にも努めていきます。

① 新エネルギー発電設備の維持管理

新エネルギーである既設の太陽光発電設備及び小水力発電設備について、適切な維持管理を行い、効率的な運用をはかることで有効活用していきます。

② 省エネ機器への更新

耐用年数を迎えた機器の更新に併せて、省エネ機器への転換をはかっていきます。

③ 物品の購入について

物品の購入などについて、「みえ・グリーン購入基本方針」に基づく製品の優先購入・使用に努めます。

④ 低公害車の導入

新規・更新購入の公用車は、県で定める「三重県低公害車等技術指針」に従い、用途に応じた低公害車を導入します。

(3) 水源涵養林の育成

電気事業において、宮川上流域の水源涵養林の育成をはかるため、環境森林部が行う森林環境創造事業や、漁業協同組合などが行う植樹、育林の取組に参画します。

2 施設開放等による地域貢献活動の取組

(1) スポーツ・レクリエーション施設としての開放

- ・ 運用に支障が生じない範囲で、引き続き伊坂ダムや山村ダムの周辺施設を地域住民の憩いの場として開放します。
- ・ 県内唯一の公認漕艇場である三瀬谷ダム湖を、引き続き地元高校や地域イベントなどに開放します。

(2) 震災時における施設の提供

震災等の災害発生時、必要に応じて各浄水場等を給水拠点として提供するとともに、発電管理事務所などを非常用炊き出し施設として提供します。

(3) 地域との交流

- ・ 浄水場の施設見学を受け入れることにより、学校教育や社会教育の場として活用をはかります。
- ・ 三瀬谷発電管理事務所において、地域の祭りやイベントへの参加や、宮川流域ルネッサンス事業^{※1}の「エコフィールドミュージアム」^{※2}に登録されている施設の案内を通じて、水力発電や宮川の状況を広報していきます。
- ・ 宮川発電管理支所において、施設に近接する世界遺産の熊野古道「始神峠」^{※3}の環境整備に協力します。

<参 考>

※1 宮川流域ルネッサンス事業

水量の確保や水資源の有効活用などの水問題、水質浄化や保水力豊かな森林の整備などの環境問題、自然環境と調和した産業の推進などの地域振興問題と広範囲にわたる宮川流域の課題に対し、共通の理念・計画に基づき、流域住民と一緒に総合的、一体的に取り組むために県が行っている事業。

※2 エコフィールドミュージアム

「豊かな環境を実感できる場所・もの・こと」として登録されている宮川流域エコミュージアムのフィールドのこと。奥伊勢湖や三瀬谷ダムもフィールドリストに登録されています。

※3 熊野古道「始神峠」

紀伊半島南部にあたる熊野の地と伊勢や大阪・和歌山、高野及び吉野とを結ぶ古い街道のうち、紀伊長島区と海山区の境に位置する峠。登り口は宮川第二発電所の西側にあり、近年、地元の人たちによって整備された古道。

第7章 経営基盤強化の取組

1 柔軟で効率的な組織体制の整備

(1) 組織改正方針

① 企業庁の組織の状況

企業庁の組織体制について、企業庁を取り巻く社会環境の変化に的確に対応し、簡素で効率的・効果的なものであることが求められています。

また、「企業庁のあり方に関する基本的方向」を具体化するにあたり、企業庁の担う業務は大きく変化し、必要となる組織体制も変化することが見込まれます。

② 組織改正の取組

企業庁の業務の変化に適切に対応し、「安全・安心・安定」供給の実現と非常時の危機管理に配慮しながら、最小の人員で最大の効果を得るための組織体制を柔軟に整備します。

具体的には、水力発電事業の民間譲渡、水道・工業用水道事業の技術管理業務の包括的な民間委託などにより、これらの業務を所管する事業所を縮小・廃止に向けた取組を行います。

上記の取組により、簡素で効率的な組織を実現します。

(2) 定員管理計画

① 企業庁の定員の状況

企業庁の定員について、業務量に応じ、効率的な定員配置が求められています。

また、「企業庁のあり方に関する基本的方向」を具体化するにあたり、企業庁の担う業務は大きく変化することから、必要となる定員についても変化することが見込まれます。

② 定員管理の取組

業務の変化に適切に対応し、最適な定員管理を行うことで、総人件費を抑制し、企業庁の健全な経営を実現するよう取り組みます。

具体的には、組織の縮小・廃止などに伴う定数の削減、事務の効率化による定数の削減を行うとともに、計画的な施設改良の推進などに必要な職員を柔軟に配置することにより、適正な人員の配置を行います。

上記取組により企業庁の定員は減少するため、企業庁で技術的職務に従事している職員を中心に、知事部局などと調整、連携して幅広い分野での配置を検討します。

③ 年次別計画

調 整 中

調 整 中

2 技術継承と人材育成

(1) 基本的な考え方

① 新たなステージにおける技術力

- ・ これまで水処理業務や施設管理などを直営で実施してきましたが、今後は、包括的な民間委託の拡大に伴い、直營業務が減少していくことから、委託した技術管理業務の監督ができる職員を育成していく必要があります。
- ・ 包括的な民間委託の導入や経験豊富な職員の退職に伴い、特に緊急時の対応や大規模な施設改良に必要とされる技術の継承が必要です。
- ・ 今後は、少数精鋭の組織体制による事業運営へシフトしていく方向になることから、職種を問わず企業庁の業務全般についての知識や技術が求められます。

② 経営に必要とされる能力

施設整備計画や財政計画の策定、料金設定などの経営の根幹に関わる業務においては、財務内容や関係諸法令、施設全体の状況などを始めとした企業庁の業務全般についての幅広い知識や技術が必要とされます。

また、これらの知識や技術をベースに、現状の課題を正確に把握し、その課題を解決したうえで、将来を見通した計画などを立案できる能力が必要とされます(企画立案能力・課題解決能力)。

(2) 具体的な取組

① 技術継承と新たなステージにおける技術力向上の取組

ア 新たなステージで必要とされる技術力

- ・ これからの企業庁職員には、受託事業者に対する技術指導・業務管理、緊急時対応などの技術管理業務の監督ができる能力が必要とされます。
- ・ 受託事業者と協働して業務に取り組める能力が必要とされます。
- ・ 委託業務を含めた事業運営全般をマネジメントできる能力が必要とされます。

イ 新たな技術力育成のための具体的方法

- ・ 施設の維持管理や施設整備などの業務に必要とされる知識や技術に加え、技術管理業務の監督に必要な知識や技術をISO9001に基づく必要な力量として明確化し、その確認を行うことでOJTへの反映や計画的な研修の実施につながります。
- ・ 計画的な研修を実施するために、対象職員のレベルや必須研修などを明確にした研修計画を作成します。
- ・ 緊急時等における判断能力、公共工事における設計・積算や現場監督能力など、研修を受講するだけでは実践に移すことが難しいと考えられる能力については、より高い技術力を有している職員によるOJTで育成します。
- ・ 定期的に受託事業者と緊急時対応等の実践的な訓練を実施します。
- ・ 計画的に技術力の向上をはかるため、採用後10年以内に経験すべき業務に配慮します。

- ・ ベテラン職員が持っているノウハウを共有化するとともに、指導監督業務に役立てるため、必要なマニュアルとして整備します。

ウ 資格取得支援

電気主任技術者を始めとした業務運営上必要な資格・免許の保有者を確保するため、職員が資格・免許を取得するために要した経費を助成します。

② 経営に必要とされる能力の育成・開発

- ・ 職種を問わず企業庁の業務全般についての知識や技術が習得できるように、技術系職員を対象とした公営企業会計研修などを始めとした研修メニューを充実させます。
- ・ 事業所と本庁間や知事部局との定期的な人事交流などにより幅広い業務を経験させます。

3 危機管理体制強化の取組

漏水事故、水質汚染、大規模地震など、強い対応が求められる非常時において、迅速で的確な対応がとれるよう、危機管理の強化に取り組みます。

(1) 適切な危機管理及び計画的な施設整備

「三重県企業庁防災危機管理推進計画」に基づき、非常時における適切な危機管理を行うとともに、大規模地震などに対応できる計画的な施設整備を推進します。

(2) ISO9001による危機管理の推進

ISO9001品質マネジメントシステム^{※1}を活用して、現場の業務に応じた作業手順や危機管理手順などをマニュアルに定め、継続的な改善を行うことにより、状況に応じ迅速・的確に対応できる体制を整えます。

(3) 危機管理マニュアルによる研修・訓練の実施と検証

危機管理マニュアル研修や訓練を各所属において毎年度実施し、職員の危機管理意識や能力の向上をはかるとともに、結果の検証を行い、マニュアルの実効性を高めます。

(4) 緊急時における初動体制の充実・強化

「企業庁職員非常参集体制」により、夜間休日等の災害発生時などにおける迅速な初動体制を確保します。

(5) OBボランティアとの連携による応急対策の推進等

「大規模震災時における水道業務経験者協力制度」に基づく水道業務経験者(団体名「みえ水道ボランティア」)の支援協力による応急対策活動の効率的な推進をはかるため、毎年度訓練を実施します。

(6) 市町等と連携した訓練の実施

水道災害時に県内の全市町等が行う応援活動を定めた「三重県水道災害広域応援協定」により、他の市町などへの応援活動を迅速かつ円滑に行うため、市町などと連携した訓練を定期的実施します。

(7) 業界団体と連携した訓練等の実施

「地震・津波・風水害等の災害発生時における基本協定」^{※2}に基づき、水道や工業用水道の施設に災害が発生した際に、企業庁と(社)三重県建設業協会及び(社)三重県測量設計業協会が協力して連絡調整をはかり、速やかに災害復旧工事などの活動に対応できるよう毎年度訓練を実施します。

<参考>

※1 ISO9001品質マネジメントシステム

品質マネジメントシステムに関する国際規格。品質方針・品質目標を設定し、その目標を達成するためPDCAのマネジメントサイクルにより維持管理・改善していく仕組みの規格。

※2 地震・津波・風水害などの災害発生時における基本協定

企業庁と(社)三重県建設業協会及び(社)三重県測量設計業協会が、災害発生時の調査・応急復旧工事の実施に係る基本的な事項に関し締結する協定。

4 ISO9001による品質向上への取組

(1) ISO9001を活用した業務の継続的改善

経営品質向上活動の一環としてISO9001品質マネジメントシステムを活用し、「顧客満足の上昇」、「品質管理の徹底と業務の継続的改善」、「業務の透明性の確保」を推進します。

【ISO9001品質マネジメントシステムの実施計画】

取組項目	実施計画	取組内容
マネジメントレビュー	2回/年	品質保証委員会における業務改善などに関するレビュー
是正処置、予防処置	随時	業務の不具合の再発防止、未然防止
内部品質監査	1回以上/年	職員による監査
外部審査	1回/年	第三者機関による審査 ・維持審査：平成23、25、26年度に実施 ・更新審査：平成24年度に実施

(2) 業務に必要な力量の確保

職員が業務に必要な力量を確保するため、各所属の業務に必要な力量を明確にします。

計画的な教育・訓練の実施と効果の確認により必要な力量の維持・向上をはかります。

5 広報活動方針

経営の透明性を高め、県民やユーザーの安心感や信頼を醸成していくため、企業庁の事業の内容や経営に関する情報をわかりやすく提供します。

(1) 目的を明確にした広報活動の展開

- ① **安心感や信頼を醸成する情報提供** ～サービスの中身を知ってもらおう～
業務内容や施設の運転管理、水質などに関する情報など具体的なサービス供給の内容や事業の実施状況を幅広くタイムリーに提供します。

(主な取組) ホームページ、施設見学会などによる情報の発信、報道機関やユーザーへの迅速かつ的確な情報提供、地域便りの定期的な発行など

- ② **公営企業の説明責任への的確な対応** ～経営について理解してもらおう～
公営企業としての説明責任を果たすため、各事業の県の施策における成果や、経営方針、各種計画、財務・会計の状況など経営に関する様々な情報をわかりやすい形で提供します。

(主な取組) 長期経営ビジョンや中期経営計画等に関する情報提供、出前トークの実施、ユーザー説明会の開催、県議会への情報提供など

- ③ **社会的責任(CSR)の取組の推進** ～環境について考えてもらおう～
公営企業としての社会的責任を果たすため、水・電気の供給の仕組みや水資源の有効利用のための取組などについて学ぶ機会を提供するとともに、それらの取組を広く情報発信します。

(主な取組) 浄水場など見学会の実施、地域のイベントなどでの啓発活動、森林保全などの地域貢献活動に関する情報発信など

(2) 広報活動の効果・効率性の向上

- ① **企業庁の事業特性を生かした広報** ……体験してもらおう、聞いてもらおう
日頃の業務活動や浄水場等の経営資源を十分に活用し、環境の大切さを学ぶ機会を提供するなど、施設の公開や職員との対話などを通して県民等の理解を促進する広報活動を展開します。

- ② **多様なメディアの特長を生かした広報** ……見てもらおう、読んでもらおう
対象やねらいを明確にし、その活用方法を検討・工夫するとともに、相乗効果が発揮されるよう、複合的にメディアを活用しながら広報活動に取り組みます。

(主な取組) ボトルウォーターなどのPRグッズの活用、ホームページの充実、事業概要「水の恵み」の継続的な見直し、県広報誌(県政だより)などの活用など

6 財務運営方針

今後予想される厳しい経営状況に対応し、効率的な財務運営に取り組むため、「三重県企業庁財務運営方針」に基づき、各事業において計画的で統一的な財務運営を行います。

(1) 水道用水供給事業・工業用水道事業

① 自己資本の充実

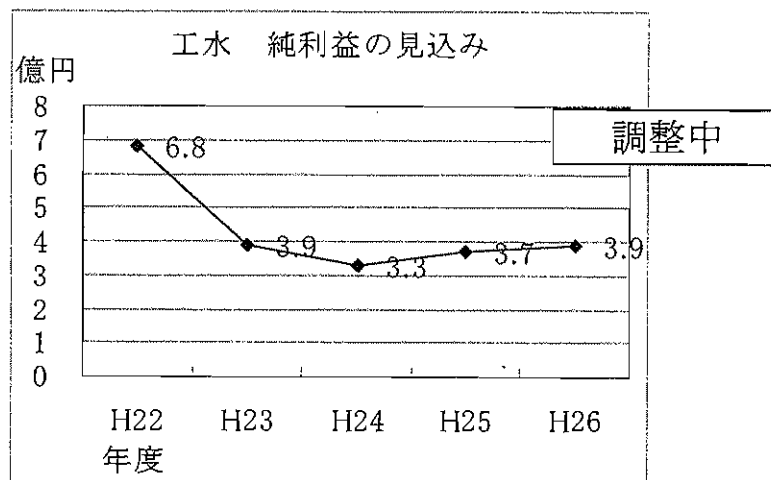
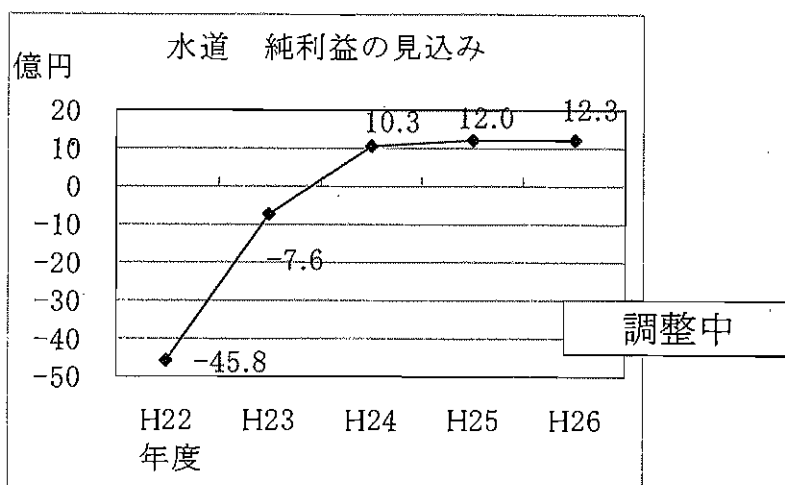
経済性を発揮して能率的・合理的な業務運営を行い、最小の経費で最良のサービスを安定的、継続的に提供することにより、適正な純利益を確保します。

純利益は、減債積立金として利益処分し、企業債の償還金に充当することにより、金利負担や元本返済の必要がない自己資本の充実を図ります。

なお、水道事業において、市水道事業への一元化に伴い、平成22年度に約46億円、平成23年度に約8億円の純損失となる見込みであり、利益積立金を約33億円取崩し、充当する予定であります。平成23年度末には約21億円の未処理欠損金が生じる見込みです。

また、平成24年度以降は約10億円～12億円の純利益が確保できる見込みであることから、この未処理欠損金は平成25年度までに解消できる見込みです。

【純利益の見込み】



【自己資本構成比率^{※1}の予想】

調整中

水道事業

指標	全国平均 (H20末)	H22末 (見込)	H26末 (予想)
自己資本 構成比率	64.1%	68.2%	77.3%

工業用水道事業

指標	全国平均 (H20末)	H22末 (見込)	H26末 (予想)
自己資本 構成比率	61.6%	76.5%	82.5%

② 利息負担の軽減

平成22年度末の企業債残高見込額は、水道事業で約482億円、工業用水道事業で約223億円になります。企業債の金利別の内訳は、次図のとおりで利率5.0%以上のものが水道事業で約1.3%、工業用水道事業で約9.3%を占めています。また、水資源機構割賦負担金の残高見込額は、平成22年度末で、水道事業約13億円、工業用水事業約35億円となっています。

こうした高金利の長期債務の利息負担が事業収支の負担となっております。

このため、引続き高金利企業債や水資源機構割賦負担金の繰上償還^{※2、※3}を実施することにより、利息負担の軽減を図ることとします。平成23年度以降に、工業用水道事業において、水資源機構割賦負担金の償還限度額までの約12億円の繰上償還を計画しています。

<参 考>

※1 自己資本構成比率

総資本(資本・負債)に占める自己資本の割合を示すもので、高いほど好ましいとされています。水道事業は、施設建設費の財源の多くを企業債により調達しているため、この率は一般的に低い傾向にあります。財務基盤を強化していくためには、金利負担や元本返済の必要がない自己資本の醸成に努め、この比率を高めていくことが必要です。

$$\text{(算式)} \quad (\text{自己資本金} + \text{剰余金}) / (\text{負債} + \text{資本}) \times 100$$

※2 高金利企業債の繰上償還

高金利の企業債を繰上償還することで、後年度の利息負担を軽減します。ただし、繰上償還を行う際には、対象となる利率が制限されたり、資本費による条件などをクリアする必要があります。

(資本費の算式)

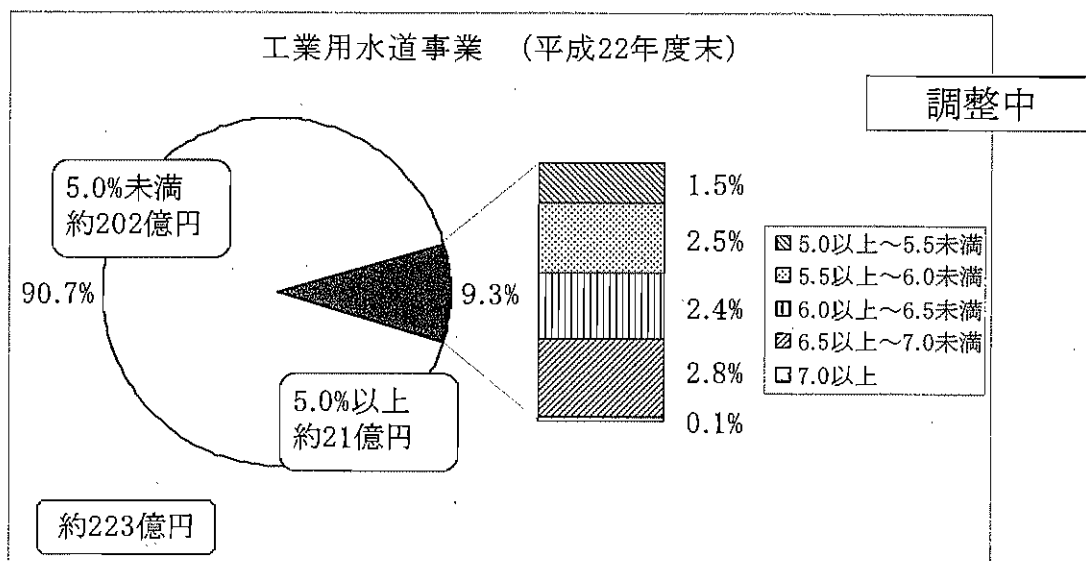
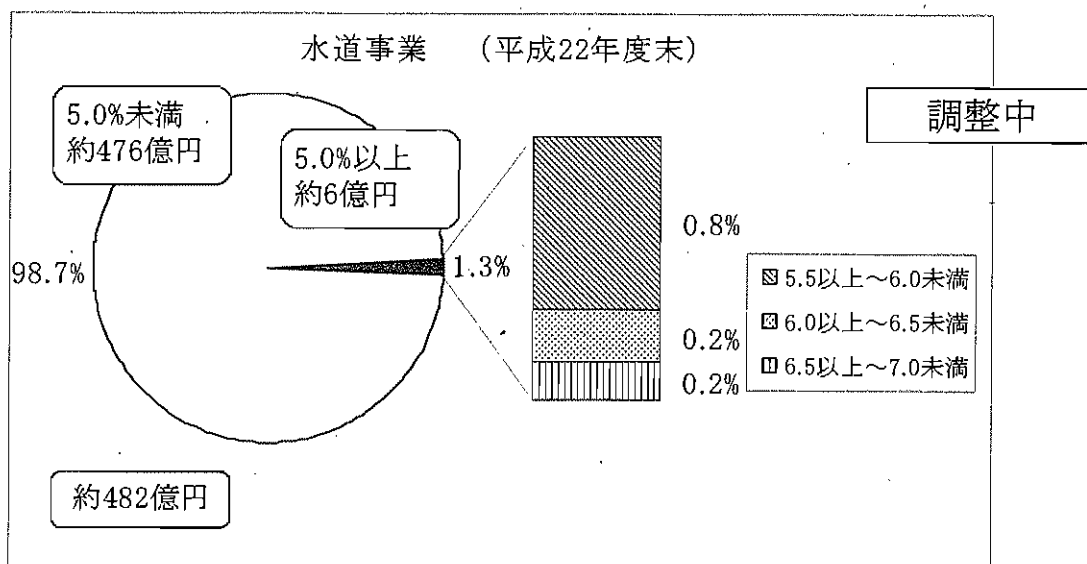
$$\begin{aligned} \text{水道} & \quad (\text{利息} + \text{減価償却費}) / \text{有収水量} \\ \text{工業用水道} & \quad (\text{利息} + \text{減価償却費}) / \text{配水能力} \end{aligned}$$

※3 水資源機構割賦負担金の繰上償還

水資源機構の割賦負担金を繰上償還することで、後年度の利息負担を軽減します。ただし、繰上償還の限度は、繰上償還額の累計が平成19年度末の割賦元金残高の1/2に相当する額を超えない額であり、繰上償還の全体額も年度間で変動があります。

なお、繰上償還の原資は、より低利の企業債や内部留保資金を利用しています。

【金利別企業債残高グラフ】



【利息負担軽減額 (予想)】

単位：百万円

事業区分	平成23年度以降の取り組み	利息負担軽減額 (予想)	左記うちH23～H26の軽減額
工業用水道事業	水機構負担金の繰上償還 (12億円)	185	141
計		185	141

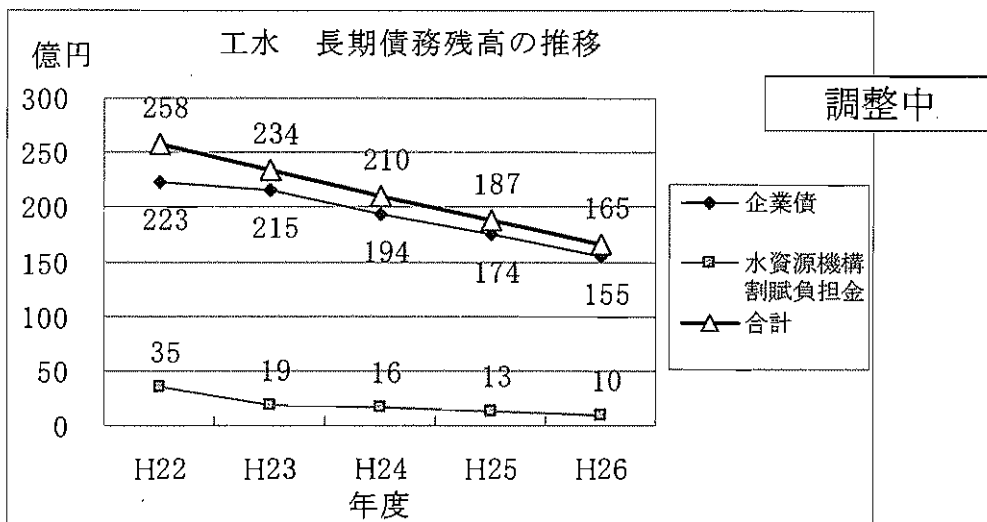
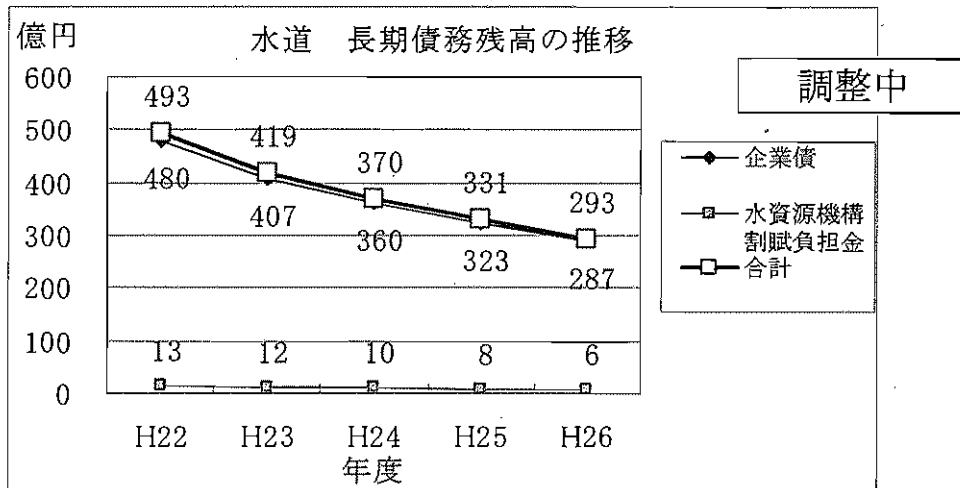
※水機構負担金の繰上償還に伴う利息負担軽減額には、財源となる企業債利息(年利1.41%で試算)を含んでいる。

③ 企業債発行の抑制

今後、安定供給のため、施設の耐震化対策や老朽劣化対策など、多額の建設改良費が見込まれます。この建設改良費の財源として企業債を増加させることは、水需要の横ばい傾向が続き料金収入が伸びない中で、後年度の負担を増加させることとなります。

このため、毎年度の企業債発行額は、毎年度の企業債の償還額以内を原則として、企業債の発行を抑制して行きます。

【長期債務（企業債残高等）の推移（予想）】

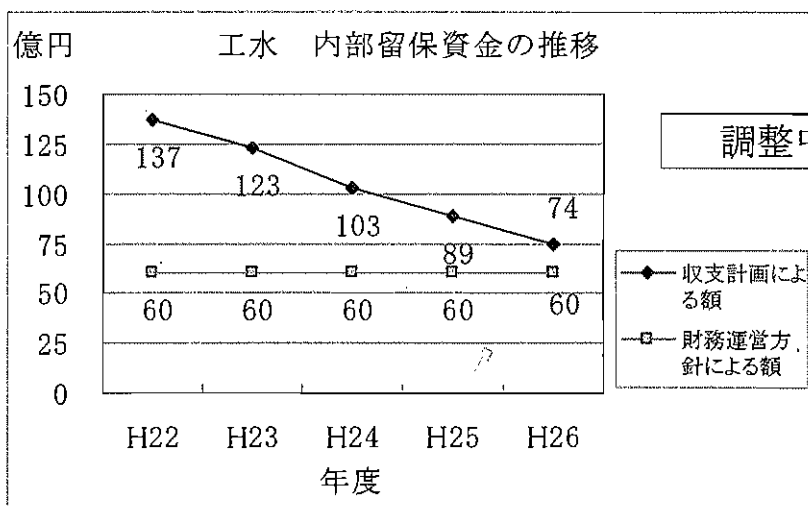
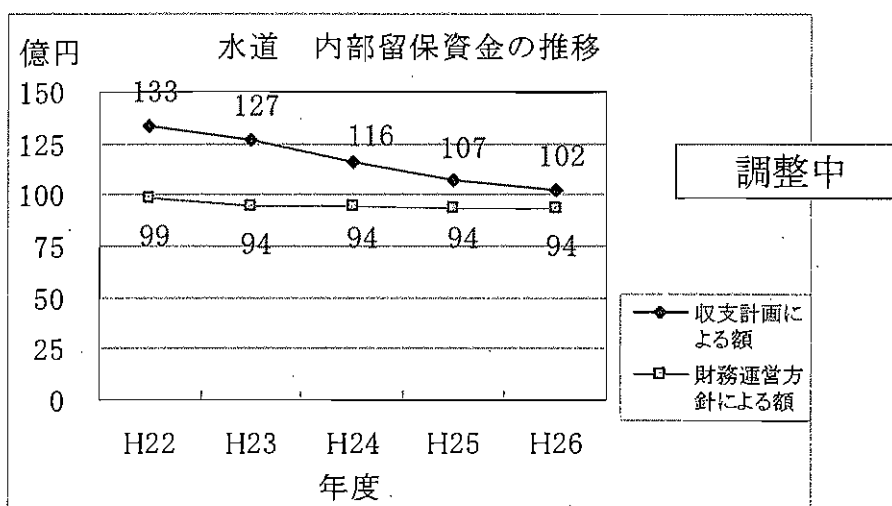


④ 内部留保資金の確保と活用

内部留保資金の維持すべき水準は、震災などにより収入の大部分を占める料金収入が全く見込めない状況に陥った場合においても、事業運営に支障をきたさないようにするため、「営業収益の1年分の額」程度を確保することとして運営します。

平成22年度末の内部留保資金の水準は、水道事業、工業用水道事業とも、この水準を上回っているため、内部留保資金を建設改良費や長期債務の繰上償還の財源に充当するなど効率的に活用します。

【内部留保資金の推移（予想）グラフ】



※水道事業及び工業用水道事業では、平成26年度以降も大規模な改良を実施していくため、内部留保資金を活用していきます。

(2) 電気事業

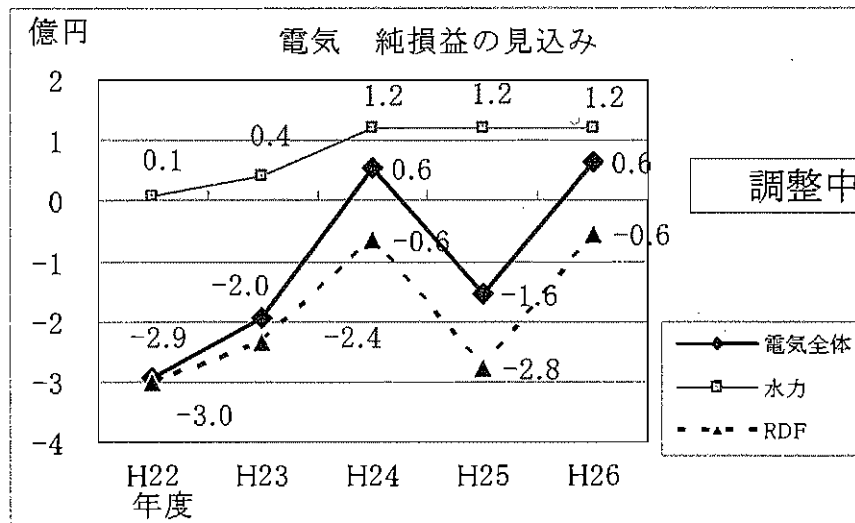
水力発電事業は、平成25年度又は平成26年度末までに民間譲渡を予定しており、RDF焼却・発電事業については、水力発電事業の民間譲渡後、平成28年度までは企業庁が引続き任意適用事業として運営することとしています。

そのため、次のような運営を行っていきます。

① 民間譲渡等へ向けての取組

- ・ 水力発電事業については、民間譲渡後も引き続き安全・安定運転を継続できるように、必要な修繕などを行うとともに、純利益の確保に努めます。
- ・ RDF焼却・発電事業については、安全・安定に配慮した運転を継続するとともに、純損失の縮小に努めます。

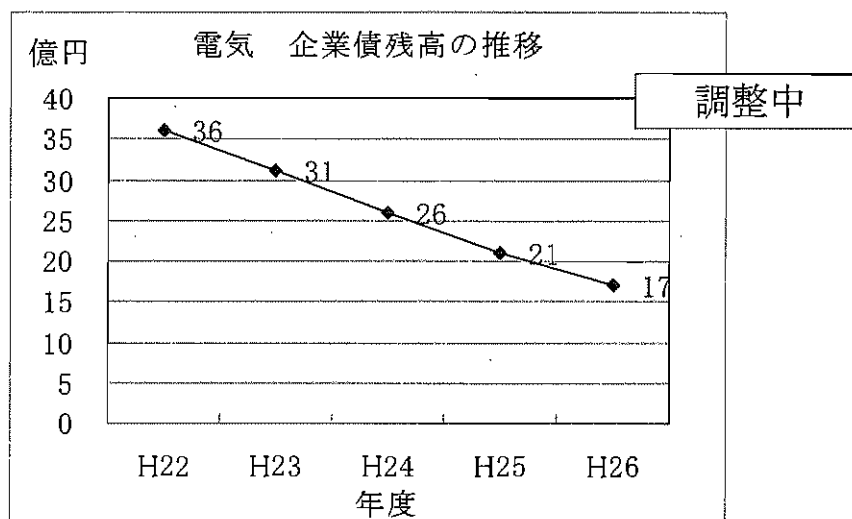
【純損益の見込み】



② 企業債残高の縮小

新たな企業債は発行せず、既存の企業債は、内部留保資金などにより償還を行っていくことで、平成22年度末で約36億円の企業債残高を、平成26年度末までに約17億円まで減少させます。

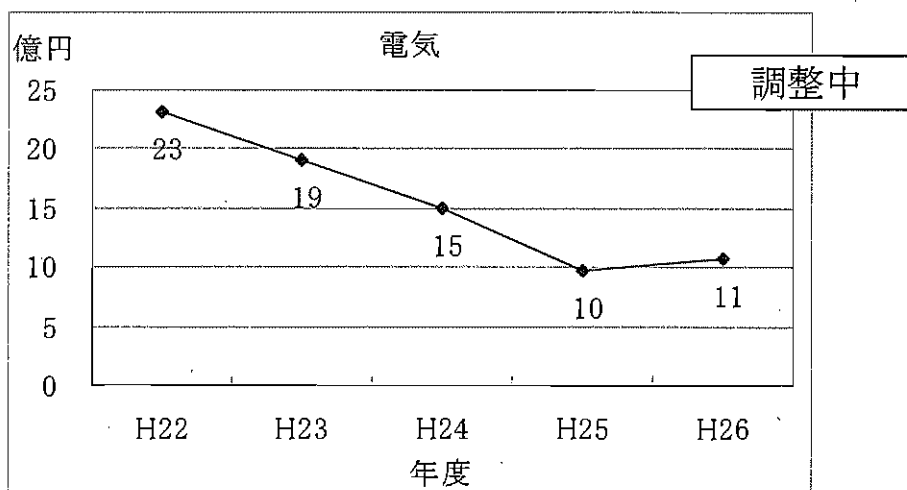
【企業債残高の推移（予想）】



③ 内部留保資金の確保

内部留保資金(平成22年度末約23億円)は、施設の改良や企業債の償還財源などに充当するため減少しますが、必要な額の確保に努めます。

【内部留保資金の推移（予想）】



④ 電気事業会計の清算

水力発電事業の民間譲渡に伴って、電気事業会計を清算することになるため、この清算方法について、早急に検討します。

7 適正な資産管理の取組

(1) 資金運用

「三重県企業庁資金運用方針」により、金利動向を注視し、安全でより効率性の高い運用に努めます。

(2) 電気事業の民間譲渡等に伴う資産の精査

現在、固定資産台帳と現場資産との照合とそれに伴う固定資産台帳の精査を行っており、譲渡時期に合わせて資産データの移管を行います。また、事業用地の境界確認や境界杭設置、管理用図面の整備、未登記土地の解消を行っています。

(3) 未利用資産の計画的な処分・活用

- ① 電気事業の民間譲渡において、譲渡しない資産や土地については、譲渡時期を目途に、売却、他事業への用途変更、一般会計への移管など、計画的な処分を行っています。
- ② その他の未利用資産について、売却処分が可能なものは順次売却を行い、売却が困難なものは、関係市町への譲渡、事業用地としての有効利用などにより、未利用資産の解消に努めます。

(4) 未事業化資産の取り扱い

- ① 長良川河口堰水源等、未事業化資産の取り扱いについて、その処理方向について検討を進めます。
- ② 長良川河口堰水源について、新規のユーザー獲得が困難な状況で、長期にわたって建設仮勘定に計上されており、今後、この取り扱いについては関係機関と十分な調整を行います。

(5) アスベスト対策

- ① 企業庁の水道用水供給事業、工業用水道事業に係る管路では、アスベストを含むものは使用されていません。
また企業庁が管理する建物などでは、適宜除去処理を行ってきましたが、近年、新たに3種類のアスベスト(アクチノライト、アンソフィライト、トレモライト)に関して分析方法が明確化され、本年度、それらの含有分析調査を行っているところであり、必要があれば、除去などの対策を行っています。
- ② 非飛散性アスベストについては、維持保全に留意し、解体時には関係法令に沿って適切に処理します。

第8章 計画達成状況の公表・評価方法

1 成果指標の実績把握と公表

- ① 「第2次中期経営計画」で設定した成果指標について、毎年度、実績把握を行い、計画の進捗状況を検証します。
- ② 計画内容については、進捗状況の検証結果や経営環境の変化に柔軟に対応するため、必要に応じ見直しを行います。
- ③ 計画の進捗状況については、毎年度、ホームページなどにより公表します。

2 「三重県企業庁の経営に関する懇談会」の開催

- ① ユーザー、有識者などを構成員とする「三重県企業庁の経営に関する懇談会」を毎年開催し、事業の実施状況や経営の状況について、情報を提供し、幅広い意見をいただき、事業運営に活かしていきます。
- ② 懇談会でいただいた意見を経営の参考としながら、「長期経営ビジョン」や「第2次中期経営計画」を着実に推進します。

「三重県企業庁第2次中期経営計画」

(平成23年度～平成26年度)

平成23年3月発行

編集・発行 三重県企業庁

お問い合わせ先 三重県企業庁企業総務室

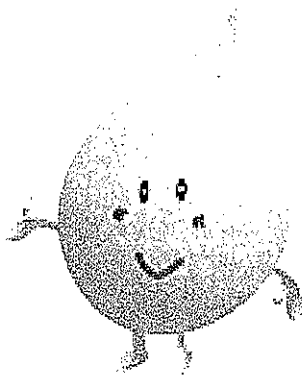
〒514-8570 三重県津市広明町13番地

電話 059-224-2822

FAX 059-224-3045

E-MAIL kigyok@pref.mie.jp

URL <http://www.pref.mie.jp/KIGYOK/HP/>



クリーンな水と電気をお届けする
三重県企業庁

